がいこくせき こ くりっしょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがくてっづき あんない 外国籍のお子さまの区立小学校・中学校への入学手続きのご案内

下記のとおり、入学申請の受付を行いますので手続きを行ってください。分からないことがよりましたら、学務課学事グループまで連絡してください。

たいしょう 1 対象となる方

> としまく 豊島区に住んでいて、以下の年齢のお子さん

- ① S立小学校に入学できる年齢
 2018年4月2日~2019年4月1日までに生まれた方
- ② 区立中学校に入学できるお子さん 2025年3月31日に小学校を卒業予定の方 (※豊島区立小学校から、豊島区立中学校に進学する場合も手続きが必要です。)
- 2 申請に必要なもの さいりゅう とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ 在 留 カード、特別 永 住 者 証 明書 ※お子さまと保護者さまのもの
- 3 受付場所・問い合わせ先 受付場所・問い合わせ先 としまくきょういくいいんかい がくむか がくじ 豊島区教育委員会 学務課 学事グループ としまくみなみいけぶくろ としまくかくしょ かい ばんまどぐち 豊島区南池袋2-45-1(豊島区役所7階7番窓口) TFI 03-3981-1174
 - ◆豊島区役所ホームページにて、英語版・中国語版のご案内を公開していますので、ご参照ください。
 ※参照できない場合は、豊島区教育委員会学務課学事グループ(豊島区役所7階7審整首)までお越しください。
 - ◆Visit our English and Chinese web sites for information

*If you cannot find those sites, please come to School Affairs Group, School Affairs Division, Board of Education (Toshima City Office 7F, #7 Counter)

◆丰岛区网页,设有英文版·中文版的办理指南。敬请参阅。

※无法参阅时,请直接到丰岛区教育委员会学务课学事组咨询(丰岛区役所7楼7号窗口)。

URL: http://www.city.toshima.lg.jp/353/2407081109.html

^{にゅうがく} 入学する学校について

にゅうがく 入学する学校は、お住まいの住所により指定します。

じゅぎょうりょう きょうかしょ ふたん ひょう 授業料や教科書、負担する費用について

じゅぎょうりょう きゅうしょくひ がっこう しょう きょうかしょ むしょう 授業料と給食費、学校で使用する教科書は無償です。

教材費、遠足や移動教室、体操者や上履き、標準服(中学校のみ)などの費用は別途負担が発生します。

豊島区では、区内にお住まいの方を対象に、所得の状況により、こうした費用の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。ご希望の方は、入学後に学校から「就学援助申請書」が配布されますので、申請書をご記入の上、豊島区教育委員会へ提出してください。

としまく にほんごしどう 豊島区の日本語指導について

ています。 にほんご しゅうとく ふじゅうぶん じとう せいと にほんご にほん せいかつしゅうかん しとう 大学後、日本語の習得が不十分な児童・生徒のために、日本語や日本の生活習慣などの指導を行っています。

たと 例えば、次のような児童・生徒が対象となります。

- ・来日あるいは帰国したばかりで、日本語が分からない。
- ・授業で使われている先生の言葉や、教科書に書かれている言葉が理解できない。

指導を受けることができる場所は以下のとおりです。

にほんごしどうがっきゅう せっち 【日本語指導学級が設置されている学校】

りますいしょうがっこう いけぶくろしょうがっこう こう つ豊成小学校、池袋小学校の2校

がっこうちょう ひつよう はんだん ばあい こうない にほんこがっきゅう かよ 学校長が必要と判断した場合には、校内の日本語学級に通うことができます。入級をきほう はあい にゅうがくこ がっこうちょう そうだん 希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。

にほんこしとうきょういん はいち 【日本語指導教員が配置されている学校】

では、こうしょうがっこう ほうゆうしょうがっこう にしいけぶくろちゅうがっこう こう の 高小学校、朋有小学校、西池袋中学校の3校

がってうちょう ひつよう はんだん ばあい 学校 長が必要と判断した場合には、この日本語指導教員による指導を校内で受けることができます。日本語指導を希望される場合は、入学後、学校 長にご相談ください。

できょういく できょうしゃ できょうしゃ (教育センター (雑司が谷3-1-7) にある日本語指導教室】

教育センターは、日本語指導学級・日本語指導教員が配置されていない学校に在籍している、来日して概ね6か月以内の児童・生徒を対象に日本語指導を行っています。小学生は指導員の巡回による在籍校での指導を、中学生は教育センターにおいて指導を受けることとのます。日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。